5　電話リレーサービス提供機関

(一)　総務大臣は、電話リレーサービス提供業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサービス提供機関として指定することができることとした。(第八条関係)

(二)　電話リレーサービス提供機関は、基本方針に従って、電話リレーサービスを提供する業務及びこれに附帯する業務を行うこととした。(第九条関係)

(三)　電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他の総務省令で定める事項に関する規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととした。(第一〇条関係)

(四)　電話リレーサービス提供機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならないこととした。(第一一条関係)

6　電話リレーサービス支援機関

(一)　総務大臣は、電話リレーサービス支援業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により、全国を通じて一個に限り、電話リレーサービス支援機関として指定することができることとした。(第二〇条関係)

(二)　電話リレーサービス支援機関は、電話リレーサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金を交付する業務及び電話リレーサービス支援業務に要する費用に充てるための負担金を徴収する業務並びにこれらに附帯する業務を行うこととした。(第二一条関係)

(三)　電話リレーサービス支援機関は、電話リレーサービス支援業務の実施方法その他の総務省令で定める事項に関する規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととした。(第二二条関係)

(四)　電話リレーサービス支援機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならないこととした。(第二三条関係)

(五)　電話リレーサービス支援機関は、毎年度、電話リレーサービス提供機関に対して、交付金を交付しなければならないこととした。また、交付金の額の算定等に関し所要の規定を設けることとした。(第二四条関係)

(六)　電話リレーサービス支援機関は、毎年度、事業の規模が総務省令で定める基準を超える電話提供事業者から、負担金を徴収しなければならないこととした。また、負担金の額の算定等に関し所要の規定を設けることとした。(第二五条関係)

7　その他

(一)　総務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たっては、聴覚障害者等の福祉の増進に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならないこととした。(第三〇条関係)

(二)　省令への委任について、所要の規定を設けることとした。(第三一条関係)

(三)　罰則について、所要の規定を設けることとした。(第三二条及び第三三条関係)

8　施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第一八一号）（警察庁）

1　悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

(一)　妨害運転（著しい交通の危険）及び妨害運転（交通の危険のおそれ）に付する点数に関する規定を整備することとした。(別表第二関係)

(二)　その他所要の規定を整備することとした。

2　施行期日等

(一)　所要の経過措置を設けることとした。

(二)　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇土地基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一八二号）（国土交通省）

土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第一二号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は令和二年六月一五日とし、同項第三号に掲げる規定の施行期日は同年九月二九日とすることとした。

◇国土調査法施行令等の一部を改正する政令（政令第一八三号）（国土交通省）

一　国土調査法施行令の一部改正関係

1　国土調査法第二一条の二第一項の地図及び簿冊の様式並びに当該地図及び簿冊の作成に要する経費の負担について定めることとした。(第二条及び第一四条関係)

2　地籍基本調査図に表示すべき事項を街区の形状、地形、植生、地盤の変動その他の事項であつて、土地の境界の測量の基礎となるものとして国土交通省令で定めることとした。(第二条関係)

3　街区境界調査成果の誤差の限度並びに認証及び承認に係る手続について定めることとした。(第一五条、第一八条及び第二一条関係)

二　国土調査法による不動産登記に関する政令の一部改正関係

登記官は、街区境界調査成果の写しの送付を受けた場合において、表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が当該街区境界調査成果のうち簿冊の写しの記載と一致しないときは、当該表題部所有者又は登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記をしなければならないこととし、当該登記をしたときは、街区境界調査成果により登記した旨を記録しなければならないこととした。(第二条関係)

三　登記手数料令の一部改正関係

不動産登記法第一三一条第二項の規定による筆界特定の申請についての手数料を定めることとした。(第八条関係)

四　この政令は、一部の規定を除き、令和二年九月二九日から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一八四号）（内閣府本府）

1　附則第五条中「三十八億円」を「四十億円」に改めることとした。(本則関係)

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇福島復興再生特別措置法施行令及び厚生年金保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一八五号）（復興庁）

一　福島復興再生特別措置法施行令の一部改正

1　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第八九条の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第九九条第二項及び厚生年金保険法施行令第四条の二第二項第六号の規定により、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）及び国がそれぞれ負担すべき退職等年金給付の金額等を定めることとした。

2　派遣職員（法第八九条の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下同じ。）に関し、国家公務員共済組合法施行令の特例を定めることとした。(第一条関係)

二　厚生年金保険法施行令の一部改正

機構への派遣職員の保険料に係る事業主負担分について、機構及び国が負担する旨定めることとした。(第二条関係)

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電気事業法施行令の一部を改正する政令（政令第一八六号）（経済産業省）

1　強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、電気事業法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。(本則関係)

2　この政令は、公布の日から施行することとした。